

## 論 説

## 同治年代末期の黄河河道論争に関する一考察

細 見 和 弘

## はじめに

同治年代末期に発生した黄河河道論争をめぐることは、論争の決着に向けた清朝宮廷の意志決定力の欠如を問題とするのが、研究史上における通説的な見方である。例えば、韓仲文は、黄河治水に関する河道総督喬松年と山東巡撫丁宝楨の主張が互いに食い違い、激しく言い争った際に、朝廷は何も決めることができず、李鴻章を現地調査に派遣し、その成果を覆奏させるに至ったと論じている<sup>1)</sup>。こうした「何も決められない朝廷」が、李鴻章に懸案の解決を委ねたとする見方は、現在でも踏襲されているように思われる<sup>2)</sup>。

一方、不甲斐ない朝廷とは対照的に、李鴻章が現地調査の成果を基に行った覆奏が「長期争論の最後の意見（長期的論争における最終的意見）」と評価され<sup>3)</sup>、論争を決着に導いた決定打と見なされてきた。こうした見方も、やはり通説的な位置を占めていると考えられる<sup>4)</sup>。

さて筆者が、近年の公刊史料を中心に、同治年間末期の河道論争に関する政策決定過程について時系列的に調査してみたところ、論争に向けた清朝宮廷の関わり方について、上述したような通説的な見方と相違するところがあり、また、李鴻章の覆奏については、これまで内容の吟味が不十分なまま、評価だけが先行する傾向が否定できないように思われたので、まずは原文の精読を通じて、その言わんとするところを読み解いてみたところ、本主題について素描することを得た。そこで、ここに一文を草し、世に問うてみることにした<sup>5)</sup>。

## 第一節 論争の経緯

同治年代末期の黄河河道論争は、同治十一年（1872）八月の東河総督喬松年による上奏を発端とする。このとき喬は、日増しに深刻となる黄河の氾濫と運河の淤塞に対処するには、山東省内で築堤し黄河の水を束ねる策を選択するのが優るとし、南北兩岸に長堤を修築して河水を全て張秋に流し、以て漕運に役立てるよう提議した<sup>6)</sup>。一方、朝廷から喬の提議の検討を指示された山東巡撫丁宝楨は、翌月に布政使文彬と連名で答申を行い、黄河が大清河を奪った結果生じた諸々の弊害を指摘すると共に、淮徐故道に復した際に得られる利点を挙げて、恭に異議を唱えた<sup>7)</sup>。こう

表 恭親王の上奏に署名した廷臣（116名）

| 所 属           | 官職と名前  | 所 属            | 官職と名前   |
|---------------|--|----------------|---|
| 軍機大臣<br>(5名)  | 恭親王奕訢／文祥(大学士)／宝鋆(吏部尚書)／沈桂芬(兵部尚書)／李鴻藻(工部尚書)           | 宗 人 府<br>(1名)  | 府丞：程祖誥  |
| 内閣学士<br>(10名) | 祥泰／訥仁／慶陞／文奎／紹祺／德椿／宋晋／景其濬／馬恩溥／黄鈺                      | 翰 林 院<br>(10名) | 侍読学士：文澂／鉄祺／周寿昌／孫毓汶／楊慶麟<br>侍講学士：宗室奎潤／烏拉嘉崇阿／李文田／鍾宝華／祁世長 |
| 侍読学士<br>(7名)  | 恩燾／恒明／宗室載英／宗室奕沆／瑚罔礼／楊鴻吉／許庚身                          | 詹 事 府<br>(4名)  | 詹 事：蘇勒布／袁保恒<br>少詹事：松淮／馮晉驥                             |
| 吏 部<br>(5名)   | 尚 書：毛昶熙<br>左侍郎：魁齡／彭久余<br>右侍郎：宗室載崇／董華                 | 都 察 院<br>(5名)  | 左 都 御 史：宗室英元<br>左副都御史：興恩／恩齡／劉有銘／唐壬森                   |
| 戸 部<br>(6名)   | 尚 書：宗室載齡／董恂<br>左侍郎：志和／潘祖蔭<br>右侍郎：桂清／温葆琛              | 通政使司<br>(6名)   | 通政使：桂豊／于凌辰<br>副 使：宗室岐元／夏家鎬<br>参 議：宗室志元／李祉             |
| 礼 部<br>(6名)   | 尚 書：宗室靈桂／万青藜<br>左侍郎：察杭阿／黄倬<br>右侍郎：宗室綿宜／徐桐            | 大 理 寺<br>(3名)  | 卿 　：王榕吉<br>少卿：長叙／王家壁                                  |
| 兵 部<br>(6名)   | 管理兵部事務：单懋謙<br>尚 書：英桂<br>左 侍 郎：崇厚／胡瑞瀾<br>右 侍 郎：宝珣／夏同善 | 太 常 寺<br>(3名)  | 卿 　：阿昌阿／龔自閔<br>少卿：慶福                                  |
| 刑 部<br>(6名)   | 尚 書：全慶／桑春榮<br>左侍郎：恩承／賀寿慈<br>右侍郎：広寿／錢宝廉               | 太 僕 寺<br>(4名)  | 卿 　：宗室載慶／朱智<br>少卿：宗室桂全／彭祖賢                            |
| 工 部<br>(5名)   | 尚 書：崇綸<br>左侍郎：明善／何廷謙<br>右侍郎：榮祿／宜振                    | 光 祿 寺<br>(4名)  | 卿 　：惠林／丁紹周<br>少卿：愛廉／潘斯濂                               |
| 理藩院<br>(3名)   | 尚 書：阜保<br>左侍郎：宗室載鸞<br>右侍郎：成林                         | 鴻 臚 寺<br>(4名)  | 卿 　：鳳秀／楊書香<br>少卿：奎齡／周瑞清                               |
|               |  | 國 子 監<br>(5名)  | 祭酒：宗室宝森／章鋆<br>司業：文治／怡昌阿／錢桂森                           |
|               |  | 順 天 府<br>(2名)  | 府尹：梁肇煌<br>府丞：張緒楷                                      |
|               |  | 欽 天 監<br>(6名)  | 監 正：音德訥／閻信芳<br>左監副：玉祿／古祥鳳<br>右監副：恩明／周鴻賓               |

〔出典〕『同治朝上諭檔』第23冊，38～44頁，史料番号69。

して、両者の意見は厳しく対立し、論争となったのである。

論争が生じると、同年十二月初九日に上諭が発せられ、軍機大臣に対し六部九卿と共に先の二つの上奏について審議を行い、その結果を具奏するよう指令が下った<sup>8)</sup>。また十四日には、黄河故道を浚渫することで漕運に役立てるよう奏請した胡家玉、及び黄河故道の規復は難しいと説く曾国藩等の上奏も併せて検討されることになり、更に二十八日には、論争に対し独自の見解を開陳した御史游百川の上奏についても、廷臣会議で検討するよう上諭が下った<sup>10)</sup>。こうして、論争は、廷臣会議の場で審議されることになったのである<sup>11)</sup>。

会議の結果を取り纏めたのは、軍機大臣筆頭格の恭親王奕訢である。翌同治十二年二月初一日に恭親王は上奏して、淮徐故道を規復することは難しいと進言し、同時にまた、「大臣」を山東一帯に派遣して河干を調査させるよう奏請した<sup>12)</sup>。上奏文の末尾には、軍機大臣及び六部九卿を構成する廷臣の署名が連なっている。上表で見られるように、その数は、総勢116名に及んでいる。

論争の決着に関わる意志決定がなされたのは、恭親王が上奏したのと同じ同治十二年二月初一

日の上諭においてである。この上諭の中で、同治帝は、現在の黄河を徐淮故道に規復するのは難しいとして、その北流するにまかせて修治すべきとし<sup>13)</sup>、黄河が北流する現状を受け入れ、徐淮故道の復原を主張する丁宝楨・文彬案を斥けることを決断した<sup>14)</sup>。その一方で、帝は、喬松年の前奏を支持する意向を示してはいたものの、事は重大であるので軽率に従事するのはよろしくないとして、その具体的内容の是非に関する判断を避けたように思われる<sup>15)</sup>。それで、喬松年の提議については、李鴻章に白羽の矢を立てて、それ以外の諸策と併せて検討させるとともに、漕運と民生の双方に裨益する方策を講じて献策するよう指示したのである<sup>16)</sup>。恭親王が上奏文の中で進言していた「大臣」の現地派遣についても、帝によりその人選がなされたことになる。

## 第二節 李鴻章の覆奏

前節で述べたように、同治十二年二月初一日の上諭は、北流黄河の基本方針を定めた上で、李鴻章に対し、黄河流域を現地調査し、その成果を基に、先行する論説で問題とされた諸策について検討し、将来の黄河治水策を立案するよう指示した。この朝命に答えるべく、李鴻章は閏六月初三日付で「籌議黄運両河摺」<sup>17)</sup>を覆奏した。この文献は、研究史上つとによく知られた基本史料であるが、これまで部分的に引用されるだけで、十分に読み解かれてきたとは言えない。また李鴻章は、同日付で「請行海運片」<sup>18)</sup>と題された片奏を付け、覆奏中で言及した献策について補足を行っている。本節では、両者を併せて論じることにしたい。

覆奏の冒頭で李鴻章は、同治十二年二月初一日の上諭を軍機大臣の字寄を通じて承准したことに触れ、その引用から始めている。清代公式文書の定型である。この上諭では、上述したように、黄河を丁宝楨と文彬が提議したように淮徐故道に戻すことが難しく、黄河の「自然を聴いて」治めるべきとする天子の決裁が示されており、字寄を受け取った時点で上諭の内容を承知した李鴻章は、その思想と行動を既に制約されていた。上諭の指令により任務が決まった際、李は「自分には少壮より南北を奔走し、ついで軍隊を率いて賊を追い河を往来し、重ねて黄運両河に囲いを築き賊を包囲した経験がある。自分は河務に習熟してはいないものの、閱歴変遷し、故実を討論し、衆議を採択し、大体は見聞している」ゆえに、この任務を引き受け、朝命を奉じた後に、「河務に熟練し勞に耐える人員」を選んで現地に派遣したと陳べるのであるが、その人員とは、腹心の周馥であった。周馥は、自伝に拠ると、二月に天津の大沽口で帆船に乗り、山東に向けて出発し、利津口より黄河を遡り、銅瓦廂の決口や淮徐故道の状況を踏査し、次いで河南省から河を下り、朝城・張秋・濟寧・汶上と南下しながら運河一帯の状況を实地調査したという。天津に戻ると李鴻章に見えて、黄河の南行は道理にかなわない旨を開陳したのち、その所見を、「代李文忠公擬籌議黄運両河折」<sup>19)</sup>（『周愨慎公奏稿』巻5）に纏めている。この文書と李鴻章の上梓した覆奏を突き合わせてみると、中身は全く同じようである。周馥は、覆奏の事実上の起草者であると考えられる。

周馥の人物研究は、汪志国等により近年著しく進展している。汪氏等は、この奏折で周馥が实地調査を重視し、丁宝楨の主張する「挽復淮徐故道」と恭松年の主張する「引黄入運」のどちらとも「実行してはいけない」と認識したことを指摘している<sup>20)</sup>。本稿で以下のように覆奏を読み解

くことにより明らかになるように、周馥は、上申書を起草するに当たり、実地調査の成果を取り入れただけでなく、古来からの黄河治水史、先人の治水理論、清朝歴代皇帝による政策的判断を自在に援用し、自説を裏付ける論拠としていることに注目すべきである。

#### (一) 丁宝楨の淮徐故道復原策について

先ず覆奏では、銅瓦廂における決口の堵築と淮徐故道の復原が困難である理由として、次のように三点挙げられている。

- (1) 旧河身に水を引くには、「三丈余」（1丈は3.2m）を挑深する工事が必要であるが、乾隆時代の先例では、1丈6尺（1尺は32cm）を挑深する場合ですら「人間の力では施工できない」と見なされているのに、当時の規模を超える工事となる。
- (2) 清朝建国以来の黄河決口の大きさが「三四百丈に過ぎない」のに、幾度も堵築工事を実行しては決壊する。銅瓦廂の「十里」（1里は576m）に及ぶ口門を進占・合龍するとは創見であるが、合龍して保固できるのか疑問である。
- (3) 蘭儀から淮徐に至る旧河身は、平地よりも「約三四丈」ほど高く、山のように堆積した泥沙が堅く凝結している。水害を避けて人々がそこに住み込み、次第に村落を形成し、広く農耕に勤しんでいる。工事を行えば、居住民に危険が及ぶ。

ここでは、銅瓦廂の堵築と淮徐故道の復原工事は取るべき策ではないことが、流域の踏査により得られた成果と清朝建国以来蓄積された経験を根拠に縷陳されている。

次に検討されるのは、運河道のために、黄河が南流すべきであると主張する「議者」の提議である。ここで「議者」とは、言うまでもなく丁宝楨と文彬を指している。彼らは、黄河が北行すれば運河を貫通する事態を伴うのを嫌い、運河のためには、黄河を強いて南行させ清口で合流させるよう計るべきことを唱えたのであった。これに対し覆奏は、嘉慶年代（1796-1820）に顕在化した河運の機能不全に触れ、道光年代（1821-1850）以後も状況が改善されなかったため、海運に転換した経緯について言及している。すなわち、嘉慶以後の清口では、黄河が運んできた泥沙が厚く堆積し、黄河の水位が清口より高くなる夏期に、禦黄壩を開いて河運を遂行することが既に不可能になっていたが、道光以後になると、年間を通じて禦黄壩が開かれなくなり、それで改めて袁浦より黄河の水を湖に排水する「灌塘之法」を用いたところ、この策も不調に終わったため、遂に海運を行うよう重ねて上奏されたという。覆奏に拠れば、「清を借りて黄を刷る」策の利を得ることができたのは、明末から清初の時期であり、現時点で故道に復したとしても、無事を保障できないため、驟かに河運に戻すことはできないという。

このように、淮徐故道は勢い挽復し難く、且つ漕運にそれほど裨益しないとされるのである。

#### (二) 喬松年の提議について

丁宝楨の主張する淮徐故道復原策を斥けたのに続いて、覆奏では、喬松年の提議した、山東省で「黄を束ね運を済す」（黄河の水を束ねて運河のために役立てる）策について検討している。その際、往年には清口における泥沙の堆積が弊害を招いたと指摘し、清朝先代皇帝の治世における故

事前例を根拠にしながら論じている。先ず最初に引かれるのは、乾隆二十三年（1723）八月の論旨である。この論旨は、当時の南河総督<sup>21)</sup>に対し、黄河の水を引いて運河に入れる策は、黄河の水が多量の泥沙を挟んでおり、ひとたび運河に入ると、淤墊（泥沙が厚く堆積すること）し易いとして斥けていた。同様の決裁は、嘉慶十五年（1810）十二月及び道光五年（1825）にもなされており、このように歴代の聖訓が明確に示されているのであるから、往事の覆車<sup>とこしえ</sup>を永久の教訓とすべきであると覆奏は主張する。そして、今日の張秋において、「運河は寛さが僅かに数丈しかなく、兩岸には廢土が山の如く」堆積している現状に言及し、もしこの地に「重濁之黄」を引き、開・壩で水量を調節して運河を用いた場合、水勢は高まり、淤泥が倍速で流れ込む事態となり、人力では処理できないまま、「積年の廢土の上に堆積する」ことを危惧している。

なお覆奏では、黄河の水を束ねて運河に引く策は、明代の治水家である万表と劉天和も、之を譬えて「病を以て薬と為し、狼兵を以て寇を止める」とし、害が利よりも多いと認識していたと陳べている。ここでは、過去の治水家の理論が根拠とされている。

また覆奏は、霍家橋（河南省開封県）の口門を堵いで築堤を行う工事も容易ではないという。その理由は、この地はもともと堤防が決壊した場所ではなく、大溜が経行する場所であり、「両頭に堤無く岸無し」というように、河流が堤防や岸壁の如き人工物や自然条件に制約されずに、「浮沙を一望する」景觀をなしており、それ故に、この地で築堤工事を行う場合、「真土」が採取できないため、「勉めて強いて沙を築いて堤を堆す」ことになるが、「浮沙」を用いた堤防は倒壊しやすいからである。「もし河の怒りに触れることがあれば」、無駄な費用が多くなり、将来の防<sup>22)</sup>守の役に立たず、遂には「痼疾」（治癒不能の持病）になると主張する。

このように、喬松年が提議した、黄河を借りて運河に役立てたり、築堤して水を束ねる工事は、何れも見込みがないとされるのである。

### （三）丁宝楨の指摘する山東問題について

黄河を故道に戻すよう提議した丁宝楨は、それが実現しなければ、山東省に幾つかの不都合な点が生じると説いた。先述した通り、この覆奏が起草される以前に、丁の主張する故道復原論は朝廷に容れられず、山東省を通過する現行河道が裁可されていた。しかし、だからといって、現職の巡撫が指摘したような問題が等閑にされてよいはずはなく、むしろ周到に計画した上で解決に努めねばならないのである。それで、覆奏が次に検討するのは、丁宝楨が山東に関連して列挙した諸問題である。具体的には、(1)山東省の財賦を傷めること、(2)水利を妨げること、(3)城池（県城）の移転は難しいこと、(4)塩場が水に浸かる虞があることの四点である。何れも、黄河の河道が山東省内を通過することに伴い生じる問題である。

四つの問題のうち、覆奏が最初に取り上げるのは、(3)県城の移転についてである。その際、次のように、これまで民間が護埧の築造を通じて蓄積してきた対応策に注目する。

目下北岸の齊河から利津に至るまで、それに南岸の齊東・蒲台では、民間は皆護埧を接築し、連綿と伸び連なっております。高さは僅かに1丈ほどですが、その土地の者に聞くと、水が漲り溢れて河槽より出ることが有る毎に、（堤防の高さを超えるのは）数尺に過ぎませんので、<sup>23)</sup>なお洪水を防ぐことができますし、決口が開いて流れが奪われた事はないとのことです。

このように、河岸の近辺に位置する齊河・濟陽・齊東・蒲台・利津の各県城は、19年来官民の協力により恙無く防守されてきた。ここでは、こうした民間側の対応策を山東当局が取り込み、これらの県城を「可能な限り守り、それでも守れない場合は遷す」という原則に基づいて、随時情勢を見ながら施策を行うべきであると進言されている。もし現時点で急いで遷徙を議論しても、経費の工面ができず、民情の説得は難しいと判断されるので、県城の移転は見送りとしたのである。ところで、鄆城県城だけは、「もともと低い窪地にあり、現に既に水中に沈んでいる」という理由で、例外的にその移転を計るべきとされた。このように、覆奏は、県城の移転について、民間主導の堤防を基礎に、従来通り官民協力して事に当たるよう唱っている。換言すれば、民間を活用するだけで、県城移転策の代替は可能と考えるのである。

覆奏は、続いて(4)山東省の塩場について検討する。この問題についても、従前の対応策を超えた措置を立案する必要性を認めていないように思われる。河口にある塩場は、黄河の泥沙が原因で生産が振るわないが、既に当局が南方の膠州・萊州の塩を運んできて、引地（塩商の販売区域）に補給しているのだから、淡食（塩分不足による健康障害）の虞はないという。こうした行政側の努力が多額の中間搾取に起因する価格の高騰をもたらす弊害が指摘されているものの、山東の塩場問題も、さほど大きな問題と捉えられてはいないように思われる。

ここまで山東に関する二つの問題について検討したのを踏まえ、覆奏は、「そもそも黄河が山東に在ることは、固より害が無いとは言えないが、地方官が偏りを補い弊を救い、法を設けて維持しており、大きな災害となるには至っていない」とし、黄河が山東省を流れることに支障はない旨を陳べている。更に、乾隆十八年（1753）に吏部尚書孫家淦が河を分けて大清河に入れる策を上疏して以来、多くの治水家が黄河の北流すべきことを主張したとして多くの先人の名を挙げているのは、北流黄河の正当性を高めるためであろう。彼らが生きていた時代には、黄河は未だ北流できず、挽いて北流させることを望んだが、今や黄河が自ら北流したのであり、挽いて黄河の南流を望むのは、水性に逆らう考え方であるというのである。

覆奏は続いて、北流黄河の優位性を主張をするために、嘉慶十六年（1811）八月十二日の上諭を引き、南河に巨額の工事費を投じたにもかかわらず、何の効果も得られなかったのが、常軌を失した浪費のため有限な国費を投じてよいのかと疑問を突き付けた先例を挙げている。そして、南河の堵築工事に要する財政負担は、一度につき通算で約700～800万両を費やし、歳修費は約700余万両と見積もられるのであるが、南河の「河身は日に高く、水は行きて順わないので、天下の力を窮めても、必ずしも安瀾を保つことはできない」のであり、南河に河道を戻すとすれば、巨額の資金を費やしても効果の見込めない工事を施工しなければならない。それに対し、咸豊五年（1855）に河道を北に変えて以来20年を経た黄河は、「まだ大きな変動がなく、巨款を費やしてもいい。これを往代と比べると、既に幸運な事である」として、南河時代のように巨額の財源を費やすことからは免れていると陳べている。このように、工事費負担の面から見て、北流黄河の優位性は明らかであるというのである。

#### （四）三つの献策

覆奏が次に検討するのは、丁宝楨の挙げた(2)水利を妨げるという問題である。覆奏は、これまで黄河の治水と運河の利便を両立させようとして、結局は両方に難事をもたらしたと陳べ、長策

の存在を否定する見方をしている。喬松年に論争を挑んだ丁は、解決策の相違を明確にしており、<sup>25)</sup> 両者の論争に加わった游百川の議論も、朝廷からは「河運並治」の問題を提起したものと受け止められた。<sup>26)</sup> このように、黄河が北流して山東を通過するような状況の下では、黄河と運河を如何に両立させるかが問われたのである。ところで覆奏は、この問題に真正面から接近するのではなく、独自の対案を提議することに重点を置いているように思われる。すなわち、歴代の漕政について縷陳して、「旧章を規復する」（河運の復興）ことを望む守旧勢力の存在を指摘した後、漕船を黄河の流れに沿って東に運航させ、河口に位置する利津から海に渡り、天津に運ぶことを唱えた先人の議論を引いていることから分かるように、海運の推進を説いているのである。

覆奏では、海運の推進を説く背景として、「当今の沿海数千里に洋船が駢集するのは、千古以来の創局であり、すでに関を閉じて自ら治めることはできない」との現状認識を示し、中国沿海に外国船が往来する現状に対応して、海道による輸送への転換を漸次推し進めることは、商路の拡大と軍備の充実を妨げないと陳べている。ところで、漕糧の海運については、「臣は前に華商を招致し、輪船を購造して搭運し、頗る成效有り」と陳べて、<sup>27)</sup> 輪船招商局の創設とそれによる海運の成果を誇示している。このように、覆奏は、海運の推進こそが、閉関時代を終えた現時点に最も適合する最善策であるとし、戸部に検討を指示するよう求めた。

なお、李鴻章は、この覆奏に一件の片奏を添付している。<sup>28)</sup> 片奏の中で李は、戸部は毎年僅か10万石程度の江北漕糧を通州に運ぶために河運の維持を望んでいるが、河運には何の裨益も期待できないのに対し、<sup>29)</sup> 海運には、経費を大幅に節減でき、極めて高速で運送できるという利点があると主張する。<sup>30)</sup> 具体的な運営については、輪船招商局の紳董と協議中であるという。このように、片奏は、上述したような海運に関する献策を補足するために書かれたものである。

最後に、(1)山東省の財賦を傷める問題については、若干の説明を要するであろう。丁宝楨が指摘するのは、銅瓦廂から牡蠣嘴に至る千三百余里の南北に堤防を創建するとすれば、洪水による河槽の広狭を考慮して、<sup>ほれいし</sup> 両堤の間に約十里の「容水の地」が必要となるが、この「容水の地」を確保するために、「若干万頃」と見積もられる「棄地」（放棄された土地）が発生することである。その結果、居住民が土地から切り離されることになり、多大な経済的損失が生じるとして、喬松年の提議する遙堤建設に異議を唱える。<sup>31)</sup> このように、ここでは、黄河南北兩岸における遙堤建設の是非が焦点とされているように思われる。

この問題について覆奏は、次のように山東黄河の現状を北岸と南岸を分けて論じ始める。

先ず、山東黄河の北岸の現状は、張秋から上游に向かって開州の省境に至る二百余里に「古大金堤」が有り、「恃みて固きと為すべし」とされるように、その状態は良好である。それで、この区域に現存する金堤を基盤にして、その強化を図れば事足りると見なされている。また、張秋から下游に向かって利津の河口に至る八百余里についても、特に問題が挙げられるわけではなく、<sup>31)</sup> 随時、山東巡撫に指示を出して、現存する民埝を保護し補強するだけで事足りるとしている。このように、山東黄河の北岸には、取り立てて特別な対策を要するとは見なされていないのである。

山東黄河の南岸についても、運河の通過する安山（東平県）から下游に向かって利津に至るまでの区域は、多くは泰山の麓にあり、それが「天然の屏障」となっており、こうした自然環境を利用することで、人為的な関与を加えずとも対応できると考えられている。それで、北岸の場合と同様、この区域でも、特に対策は挙げられていないのである。

ところが、同じ山東黄河の南岸であっても、安山から上游の曹州府境に至る二百余里については、事情は異なる。この区域は地形が窪んでいて、「古の鉅野沢」であり、宋元から清朝時代に至るまで、黄河の堤防が決壊して大清河に流れ込んだ年は、例外なく曹・単・鉅野・金郷の各県が水害に見舞われたと覆奏は指摘する。特に対策が必要とされたのは、鄆城県に属する侯家林である。2年前の同治十年（1871）に黄河の氾濫に見舞われた、この地では、決口の堵築工事が施行され、次の年に竣成した際に、その周辺に「百余里の民埝」が接築された<sup>32)</sup>。覆奏は、決口の堵築工事を終えて間もない現場を視察した成果が反映されており、決口箇所は「堅固に堵築された」として、工事の結果は良好と評価している。他方、周辺に築かれた民埝は、その規模が「高い者で1丈余り、低い者で数尺」に過ぎず、「断じて久しく恃むべきものではない」とされ、黄河の洪水に対応できるような水準に達していないと酷評している。こうした現状では、ひとたび過失があれば、以南の運河道や廬舎（住居）・民田に筆舌に尽くしがたい被害をもたらすことが想定されるというのである<sup>33)</sup>。それで覆奏は、山東巡撫丁宝楨に勅令を下し、秋季の洪水期が過ぎて後、侯家林周辺の民埝に対し補強工事を行い、官堤の方式を基準に一律に高さを加え、厚みを培うよう指令することを奏請した<sup>34)</sup>。

黄河南岸について覆奏は、山東以外の区域においても対策を講じ、銅瓦廂の決口より下游にある蘭儀（河南省）・東明（直隸省）の平地においては、現に溝槽（河道）は存在するが、その中供（中央部）の水深が充分ではなく、洪水により灘地に水が溢れると、周辺の事態に收拾がつかなくなるとして、遙堤を用いて水の「竄越」<sup>ふさ</sup>を杜ぐことが不可欠であるとする。それで、河東河道総督の喬松年に勅令を下し、形勢を視察し、堤埝を量築し、山東省曹州の堤防と連結させることで、防禦を完全なものにするよう求めた。安山より銅瓦廂の決口に至るまでの区間には、長さ「約六七十里」と見積られる南堤を接築し、河道から遙かに離れた場所で水を遮り止めるよう図ることで、「水を去ることやや遠く、土を取ることをやや易く、工費はやや省く」ことが期待できると主張する。黄河南岸の銅瓦廂＝安山間に普く築堤策を施行するという構想である。

以上のように、覆奏は、黄河の北流に伴い山東に生じる諸問題について検討する中で、三つの具体策を提議するに至った。すなわち、戸部、山東巡撫丁宝楨、河東河道総督喬松年に対し、それぞれ河運から海運への転換を促進し、侯家林周辺の民埝に補強工事を施行し、河南・直隸において遙堤を築造することを検討させるよう求めたのである。

李鴻章の覆奏を受けた同治帝は、閏六月初八日の上諭で、その内容を「頗る詳盡である」と評価し、黄河を南流させるのは難しく、運河を利する長策でないとする李の進言を裁可するとともに、戸部、丁宝楨、喬松年に対し李の提議を審議し、具奏するよう指示した<sup>35)</sup>。

## む す び

同治年間末期の黄河河道論争は、これまで通説的に「決められない朝廷」と捉えられてきたような見方とは異なり、朝廷を舞台にして処理された。論争は、先ず中国古来の慣例に遵って廷臣会議にかけられ、清朝宮廷内の意見が集約された。会議の結果を奏文に取り纏めたのは、軍機大臣の恭親王奕訢である。そして、親政を開始したばかりの同治帝が、総勢116名にも及ぶ廷臣の

署名が付けられた上奏文を同治十二年二月初一日に決裁した。帝が先送りした問題は、李鴻章に処理が委ねられたものの、帝は北流河道を決断し、爾後不可逆的な基本方針となった。同治十二年二月初一日の上諭は、同じ日の恭親王上奏と併せて、これまで見落とされてきたが、第一級の重要史料である。この上諭を頂点とする政策決定過程を見れば、朝廷こそが論争を真摯に受け止めて、その決着に務め、将来なされるべき政策の計画立案を図ろうとした中心舞台であった。

李鴻章の覆奏は、同治十二年二月初一日の上諭で、帝が先送りした問題の検討を李に委ねたことに対する答申である（実質的な起草者は腹心の周馥である）。張含英の言うように、確かに李の覆奏は「長期的論争における最終的意見」と捉えられるのであるが、それは北流黄河道の策定を前提として起草された文書であり、論争を終結させるのに寄与したというよりは、むしろ論争で焦点とされた問題の検討を通じて、論争後の黄河治水策のベクトルを具体的に示すことができたところに意義がある。

#### 註

- 1) 韓仲文「清末黄河改道之爭議」『中和月刊』第三卷第十期，1942年，203～204頁。
- 2) 王林，王金鳳「黄河銅瓦廂決口与清政府内部的復道与改道之爭」『山東師範大学学报』（人文社会科学版）2003年，第48卷，第4期（総第189期），89頁。のち王林『山東近代災荒史』齊魯書社，2004年，42頁。王氏等も，銅瓦廂の決口を堵合し，淮徐故道を復原するよう主張する丁宝楨とそれに反対する論者たちと間に論争が生じた際に，「朝廷は此に対し決断できず，直隸総督李鴻章に議奏するよう命じた。云々」と論じ，李の奏折に触れている。
- 3) 張含英『明清治河概論』水利電力出版社，1986年，116頁。
- 4) 鄭肇経も，「同治十二年（1873），侯家林民堰刷殘過水，淹鉅野・金・魚等県。山東巡撫丁宝楨請堵銅瓦廂口，復徐淮故道。大学士李鴻章奏称『（略）復故之議遂寢，（云々）』（鄭肇経『中国水利史』上海書店，1884年，94頁。本書は，商務印書館1939年版の複印である。）と陳べ，李鴻章の覆奏を経て最終的に「復故之議」が収束したと指摘する。
- 5) 同治期の黄河河道論争に関する先行研究は，ほかにも以下のような業績が挙げられる。夏明方「銅瓦廂改道后清政府对黄河的治理」『清史研究』1995年，第2期。方建春「銅瓦廂改道后的河政之爭」『固原師專学报』（社会科学），1996年第4期（総第58期）。高中華「山東巡撫与黄河治理——兼論晚清時期河政体制的变化」『江蘇大学学报（社会科学版）』第14卷，第1期，2012年1月。賈国静「黄河銅瓦廂改道后的新旧河道之爭」『史学月刊』2009年第12期。
- 6) 『再続行水金鑑』巻100，河水，編年47。また，『清実録』巻340，同治十一年九月丁亥の条に奏文の要約がある。
- 7) 丁宝楨「黄河穿運請復淮徐故道摺」（同治十一年十一月二十八日）『丁文誠公奏稿』巻9。
- 8) 『清実録』巻346，同治十一年十二月己未の条。
- 9) 同治十一年十二月十四日の上諭。『同治朝上諭档』第22冊，284頁，史料番号736。
- 10) 游百川の論説については，拙稿「游百川の黄河治水論——同治年代末期の黄河河道論争に投げられた一石——」『立命館経済学』第64巻，第3号，2016年2月。
- 11) 古来より中国では重要な案件について決定する際に，こうした廷臣會議に諮られる慣行があった。坂野正高『近代中国政治外交史』東京大学出版会，1973年，28～30頁，に拠る。
- 12) 『同治朝上諭档』第23冊，38～44頁，史料番号69。また同じ日に提出された片奏で，軍機大臣の恭親王は，十二月二十八日の上諭に対しても，同じ趣意の具申を行っている。『同治朝上諭档』第23冊，44～45頁，史料番号70。
- 13) 『同治朝上諭档』第23冊，38頁，史料番号68，に，「黄河自銅瓦廂決口改道北行後。泛濫山東境内。

- 久為漕運民生之害。現在淮徐故道。既難規復。豈可聽其自然。不為修治。」なお、この同治帝の論旨は、恭親王等の上奏及び片奏の前に置かれているが、これは『上諭档』が編纂される際に時間的な前後を逆さまに配列されたと考えられる。
- 14) 同治帝は、先月二十六日より親政を開始していた。同治十一年十月初一日付慈安・慈禧兩皇太后の懿旨による。『同治朝上諭档』第22冊、197頁、史料番号543。
- 15) 賈国静は、同治十一年九月丁亥の上諭を根拠にして、同治帝は喬松年の意見に賛同していたと指摘する（前掲、「黄河銅瓦廂改道后的新旧河道之争」59頁）。その5箇月後に発せられた、この同治十二年二月初一日の上諭でも、喬松年の献策について検討し、万全の計画を立案できた時に施行を始めることができると表白しており、賈氏の指摘する通り、同治帝が喬松年を支持していたのは確実である。しかし、上諭では帝の意向が示されただけに止まり、具体策の立案は李鴻章に委ねられたことに注意しなければならない。
- 16) 『同治朝上諭档』第23冊、38頁、史料番号68、に、「……此事関繫重大。固不可日久因循。亦未便輕率從事。李鴻章曾在山東剿辦捻匪。於黃運兩河情形。閱覽既久。自必熟悉。著該督將喬松年等所奏。悉心體察。從長計議。應如何妥籌辦法。期於漕運民生兩有裨益。及辦理有無把握之處。據實詳細具奏。」このように、李鴻章は、かつて山東省で捻軍の剿滅作戦に従事し、黄運兩河を長らく閲覽した経験を有しているのが、登用の理由である。
- 17) 呉汝瀾編『李文忠公奏稿』卷22、9～16頁。また、近年編纂された『李鴻章全集』第5冊、404頁、T12-R6-001。煩雑になるのを避けるために、以下本稿でこの史料を使用する場合、できる限り註記を省くことにしたい。
- 18) 『李文忠公奏稿』卷22、17～18頁。『李鴻章全集』第5冊、405頁、T12-R6-002。
- 19) 『周愨慎公自著年譜』卷上、14頁、に、「相国乃派余往。二月由天津大沽海口乘帆船，入山東利津口，泝河而上，查勘銅瓦廂決口及下游淮徐故道情形。抵汴省，復由衛輝府沿流而下，南過朝城県・張秋鎮・濟寧州・汶上県查勘運河一帶情形。回津謁李相国，力陳黄河不能南行之理，因代擬奏奉 旨照准。……」とある。
- 20) 汪志国・黄学軍「周馥与山東黄河的治理」『池州師專学報』第14卷第4期，2000年11月。汪志国・丁曉蕾「周馥与山東黄河的治理」『安徽史学』2003年第6期。汪志国『周馥与晚清社会』合肥工業大学出版社，2004年，77～79頁。本稿は、周馥については、これらの業績に依拠している。
- 21) 当時の南河総督は白鍾山。白鍾山は、乾隆十九年三月から二十二年正月まで東河総督を務めたのち南河総督となり、任期中の二十六年三月に死去した。
- 22) 覆奏ではこのあと、同治十年十二月に蔣作錦が提議した「導衛濟運（衛河の水を導き運河の役に立てる）」策（『再続行水金鑑』黄河46、1357～61頁）について検討している。蔣が「張秋以北には、運河に灌ぐ清水がない」と主張するのに対し、元家集以南の地には「黄河の故道が有り、地は積沙が多い」ので、工事を実施するのは容易ではなく、それに、「全淮之強」（淮水全体を挙げての強い流れ）を以てしても、黄河には敵わず、水が倒灌（逆流）して淤が停まる状況になるのに、「一清浅之衛」では、黄河を制禦し運河に役立つことができないと陳べ、蔣の提議に異議を唱えた。
- 23) 『李文忠公奏稿』卷22、12頁。『李鴻章全集』第5冊、402～403頁。
- 24) 孫家淦の他に、嵇璜、裴日修、錢大昕、胡宗緒、孫星衍、魏源の名が挙げられている。
- 25) 丁宝楨の主張は、大清河の南岸は泰山の麓に近接しており、山陰の水は悉く北の方向に注ぎ、小さな溪河の多くは大清河に帰して合流するので、——喬松年の言うように——堤防を置いて黄河を束ねると、水勢が強まるため、閘（水門）を開けば、水が倒灌（逆流）する虞があり、堵ぎ遏めれば、水の帰する場所が無くなるというように要約される。丁宝楨「黄河穿運請復淮徐故道摺」『丁文誠公奏稿』卷9、43頁。
- 26) 前掲、拙稿「游百川の黄河治水論」『立命館経済学』第64巻、第3号、2016年2月。
- 27) 輪船招商局については、宮崎市定「招商局の略史——中国の独占的汽船会社——」『東洋史研究』第11巻第2号、1951年（のち『宮崎市定全集24』随筆（下）、岩波書店、1994年に所収）。北村敬直

- 「招商局史の一局面——旗昌公司買収事件について——」『東洋史研究』第20巻第3号，1961年。張后銓主編『招商局史（近代部分）』人民交通出版社，1988年。江太新「招商局与清季漕運」，虞和平・胡政主編『招商局与中国現代化：“紀念招商局成立135周年國際學術研討會”論文集』中国社会科学出版社，2008年，123～135頁。
- 28) 李鴻章「請行海運片」（同治十二年閏六月初三日）『李鴻章全集』第5冊，405頁，T12-R6-002。『李文忠公奏稿』卷22，17～18頁。
- 29) 李に拠ると，安山から張秋・臨清に至る三百里の情況は年々悪化しており，近年，黄河の水を運河に供給することで河運が機能し得たのは，ごく暫くの期間に限られており，同治九年（1870）と十一年のように，年間を通じて運河に水を注ぎ込めない年もあった。
- 30) 星斌夫訳注『大運河發展史——長江から黄河へ——』（東洋文庫410）平凡社，1982年，参照。李鴻章に拠ると，海運が道光六年（1826）に創始されて以来，河運の窮状を救うようになり，咸豐年間（1851-61）以後，海運により京倉の命脈は維持されたのであるが，海運を利用すると，南漕が京倉まで輸送する際一石当たり18両の経費を要するの比へ，2両7錢か8錢で済むという。
- 31) 丁宝楨「黄河穿運請復淮徐故道摺」『丁文誠公奏稿』卷9，43頁。
- 32) 『治水述要』卷10，32頁に，「同治十年，山東巡撫丁宝楨，因蘭陽銅瓦廂漫口之水下由鄆城侯家林地方分溜，淹鉅野・金鄉・魚台・銅・沛等県，遂堵侯家林分溜漫口，接築民埝一百余里。」とある。また，鄭肇経『中国水利史』上海書店，1984年，93頁，参照。
- 33) 『治水述要』卷10，32頁に，「同治十二年，鄆城侯家林民埝，刷残過水，淹鉅野・金鄉・魚台等県。」とあるように，ここで危惧された通り，侯家林の民埝は決壊した。覆奏が同治十二年六月初めに裁可された，その直後の出来事である。拙稿「丁宝楨と黄河治水」『立命館経済学』第61巻第2号，2012年7月，参照。
- 34) 前年正月に李鴻章は，喬松年に宛てた書簡の中で，侯家林決口の「上下百二十里」に築かれた民埝の加増の必要性を説いている。本策は，かねてより李の腹案であった。李鴻章「復喬鶴儕河帥」（同治十一年正月初三日）『李鴻章全集』第30冊，403頁（T11-01-001）。『朋僚函稿』卷12，1頁。また，李鴻章は覆奏に先立ち，予め丁宝楨に書簡を送り，「河運の情形」の改善に向けた具体策を奏疏に纏めて覆陳することを知らせ，もし侯家林の上下游一帯に関する李の献策が裁可された場合，丁の諒承を願う旨を伝えている。李の丁宝楨に対する配慮が見られる。李鴻章「復丁稚璜官保」（同治十二年閏六月初一日）『朋僚函稿』卷13，12頁。『李鴻章全集』第30冊，信函(二)，546頁（T12-R6-001）。
- 35) 『同治朝上諭档』第23冊，136～137頁，史料番号529。『清実録』卷354，同治十二年閏六月甲申の条。李鴻章は，この上諭を奉じた後，喬松年に宛てた書簡の中で，霍家橋（河南省開封県）一帯の堵築は難しく，巨費を動かして大事業を興すことで「借黄濟運之下策」を謀る策は，長くは持ち堪えられないとの考えを直接伝えた。また，覆奏で献策したような，侯家林の民埝に補築工事を施行する件については，既に丁宝楨と連絡を取り合っており，秋以後に資金を投じて実施する予定であることや，資金は山東省の銀庫にある存款を充てるとの所見を伝えている。李鴻章「復喬鶴儕河帥」（同治十二年七月初一日）『朋僚函稿』卷13，17頁。

## 〔史料略号〕

『同治朝上諭档』：中国第一歴史档案館編『咸豐同治兩朝上諭档』全24冊，江西師範大学出版社，1998年。

『清実録』：『清実録 穆宗毅皇帝実録』全7冊，中華書局，2008年第二版。

『再続行水金鑑』：武同挙纂，沈雲龍主編『中国水利要籍叢編』第三輯，文海出版社，1969～1971年，所収。

及び中国水利水電科学院水利史研究室編校『再続行水金鑑』黄河卷（全七冊），湖北人民出版社，2004年。

『李鴻章全集』：国家清史編纂委員会・文献叢刊『李鴻章全集』安徽大学出版社，合肥，2008年。